

○五城目町墓苑に関する条例

(設置)

第1条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項の規定に基づき、五城目町墓苑（以下「墓苑」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 墓苑の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
杉ヶ崎墓苑	五城目町字杉ヶ崎23番地の1

(墓地)

第3条 墓苑には墓地を設ける。墓地は墳墓又は碑石若しくは形像等を建設する場所とする。

(使用許可)

第4条 墓地を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、墓地の使用を許可したときは、許可証を交付する。

(使用の制限)

第5条 町長は、墓地の維持管理上必要があると認めたときは、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し制限又は条件を付け、若しくは必要な措置を命ずることができる。

(使用の承継)

第6条 墓地の使用は、その祭しを行う相続人若しくは親族又は縁故者等に限り、町長の承認を受けて承継することができる。

(墓地の返還)

第7条 使用者の都合により墓地を返還するときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(使用許可の取消)

第8条 次の各号の一に該当する場合は、町長は、使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。

(2) 墓地の使用権利を譲渡又は転貸したとき。

(3) その他この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

2 前項各号の規定により使用許可を取り消されたときは、使用者であった者は速やかに原状に回復して返還しなければならない。

(使用場所の変更又は返還命令)

第9条 町長は、墓苑の管理その他事業執行上必要があると認めたときは、使用場所を変更又は返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により使用場所を変更させたときは、換地及び補償料を、また使用場所を返還させたときは補償料をそれぞれ交付する。

(使用料)

第10条 墓地の利用者は、使用許可と同時に永代使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、次のとおりとする。

種別	面積	間口	奥行	永代使用料	
一般規制墓地	4 m ²	2 m	2 m	本町住民	235,000 円
				本町住民外	250,000 円
自由墓地	4 m ²	2 m	2 m	本町住民	235,000 円
				本町住民外	250,000 円

3 第7条及び第8条第1項の場合において既納の使用料は還付しない。

(管理手数料)

第11条 墓地の利用者は、毎年度管理手数料を納付しなければならない。

2 管理手数料は、1平方メートルにつき年額500円とする。

3 管理手数料の納期は、毎年4月1日から4月30日までとする。ただし、使用を許可された年度の管理手数料は、使用許可と同時に納付しなければならない。

(再交付手数料)

第12条 許可証の再交付を受けるときは、1件につき100円の手数を納付しなければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。